～長野県原産地呼称管理制度で、高品質で美味しいお米を認定～

令和８年度

官能審査会（後期）で、20 品のお米を認定しました！

11 月 12 日に原産地呼称管理委員会の米官能審査会（食味審査会）を開催し、米に精通した専門家による厳選な審査に合格した 20 品のお米を認定しました。

認定品数

令和８年度認定件数（後期分）

20 品（詳細は、別添リスト参照）

（コシヒカリ 19 品、風さやか１品）

【主な認定基準】

栽培地	長野県内であること
生産面積	基準を満たすほ場面積の合計が 50ａ以上であること
農薬制限	使用する化学合成農薬の回数が通常（慣行）の 50%以内であること
化学肥料制限	化学肥料による窒素の施用量が通常（慣行）の 50%以内であること
官能審査	食味等の審査に合格すること

※上記のほか、全部で 14 項目の認定基準があります。



認定品に表示されるマーク

審査会の様子



「長野県原産地呼称管理制度」とは

- 信州の農作物やその加工品のうち、生産・加工の基準を満たし、特に味と品質が優れたものを認定する制度です。
- 「米」については、農薬と化学肥料の使用を制限し、米の専門家による厳しい食味審査に合格したものだけを認定しています。

※制度の紹介や審査結果について詳しくは県の HP でご覧いただけます。

（問合せ先）
担当　長野県原産地呼称管理委員会　米委員会　事務局
（農政部農業政策課　農産物マーケティング室内）　荻原、原
電話　026-235-7216（直通）
026-232-0111（代表）　内線 3037
FAX　026-235-7393
E-mail　marketing@pref.nagano.lg.jp